

記者会見要旨

(2018年6月21日)

公認会計士制度 70 周年について

1. まず、公認会計士制度 70 周年についてお話しさせていただきます。既に様々なところでお伝えさせていただいておりますが、1948年7月6日に公認会計士法が制定されて、今年には70年を迎えます。戦後まもなく制定されたこの制度は、関係者の皆様のご支援をいただき維持・発展してきました。社会全体のグローバル化や情報化に伴って、公認会計士を取り巻く様々な環境は、現在、大きな変革期にあるといえます。このような時であるからこそ公認会計士が、AIなどのテクノロジーを活用し監査をはじめとする高品質の各種サービスを提供することにより、世界の舞台でも我が国の舞台でも様々な分野においてキープレイヤーとしてリードし、専門的知見を最大限に生かしながら公共の利益に貢献する存在となるよう努力して参りたいと考えています。今後、公認会計士制度が80年、90年、100年と持続的な成長をしていけるよう、協会の会員・準会員が一体となって公認会計士の未来を切り拓いて参る所存です。
2. そのような思いから、公認会計士制度創設 70 周年を迎えるこの節目を契機として、国内における社会的な課題やSDGsに掲げられた目標・ターゲットを意識しつつ、協会及び公認会計士と社会との関わり方、また社会的な課題解決に貢献するための協会の課題及び取組の方向性について、長期的なビジョンで検討するための特別委員会を設置いたしました。この特別委員会では、現在協会が取り組んでいる施策と国内の社会的な課題やSDGsの目標との関連性の整理、協会が関与しうる課題領域の抽出等を検討していく予定であります。
3. また、協会では会計基礎教育を「社会における会計リテラシーの定着と会計の有用性に関する認識向上のための教育」と位置付けて、会計基礎教育推進会議を組織し、会計基礎教育の推進に取り組んでいるところですが、このたび、会計基礎教育推進会議の委員である関西大学大学院会計研究科の柴健次教授を代表とする研究者チームに委託していた調査が「会計基礎教育に関する実態等の調査報告書」として提出されたので、5月31日に協会ウェブサイトにて公表いたしました。詳しくは、資料1-1「会計基礎教育に関する実態等の調査報告書(抜粋)」をご覧ください。本報告書は、後日、書籍化も予定しております。

(1) 公認会計士制度 70 周年記念式典・記念講演について

4. 既に新聞や協会ウェブサイトでご案内しているところですが、公認会計士制度 70 周年を記念して7月23日に記念講演を開催いたします。資料1-2「公認会計士制度 70 周年記念式典・記念講演について」とパンフレットをご覧ください。
5. この記念講演では、株式会社ファーストリテイリング代表取締役会長兼社長の柳井 正

氏を迎えご講演いただきます。また、記念講演に先立ち、会員・準会員を対象とした記念式典を開催します。

6. 記者の皆様には、記念式典及び記念講演の両方を取材いただけますので、後程事務局からメールにてご案内いたします。
7. なお、協会には全国各地に地域会があり、協会本部・地域会と一体となって地域経済への貢献に尽力しているところですので、この70周年記念行事についても、6月から8月にかけて各地域会で開催しているところです。

(2) 「公認会計士の日」大賞受賞者について

8. 資料1-3のプレスリリース「第10回「公認会計士の日」大賞受賞者について」をご覧ください。それでは、「公認会計士の日」大賞受賞者について説明をいたします。
9. 協会では、先程来お話ししている7月6日を「公認会計士の日」と定めており、これにちなみ、2009年に「公認会計士の日」大賞を表彰制度として創設しました。本賞は、会計、監査等に対する社会的関心の向上に貢献した者、公認会計士制度の普及に貢献した者、公認会計士の社会的地位及び知名度の向上に貢献した者に対し、その功績が顕著な者を表彰する制度です。
10. 今回、「公認会計士の日」大賞選定委員会において、厳正な選定の上、受賞者が決まりましたので、公表いたします。今年度の大賞受賞者は、辻山栄子会員です。
11. 辻山会員は、長年にわたり、企業会計審議会委員、国税審議会委員、企業会計基準委員会(ASBJ)委員など、財務会計に関する政府や機関の審議委員を数多く歴任され、会計の分野の発展と制度設計にも多大なる貢献をされ、数多くの上場会社の社外監査役としても長くご活躍されています。
12. 続いて、特別賞は、愛知県清須市立桃栄小学校です。
13. 桃栄小学校は、協会が広報活動の一環として行っている若年層向け会計教育授業(「ハロー!会計」)にご理解・ご協力をいただき、2008年から昨年まで述べ9回にわたり、ほぼ毎年継続して訪問授業を開催させていただきました。こうした学校側の会計授業への取り組みは、本会が行う会計基礎教育の一環に大きく貢献するものであり、表彰の対象といたしました。
14. 歴代の受賞者については、資料1-4「「公認会計士の日」大賞歴代受賞者一覧」をご覧ください。

(3) 第46回日本公認会計士協会学術賞受賞作品について

15. 資料1-5のプレスリリース「第46回日本公認会計士協会学術賞受賞作品について」をご覧ください。協会では1973年から、広く、会計、監査、税務、経営及び公会計等の学術の発展に寄与し、公認会計士の業務の向上に資すると認められた優秀な著書又は論文等に対して学術賞を、マネージメント・コンサルティング・サービス(MCS)業務の充

実及び発展に寄与すると認められた優秀な著書又は論文等に対しては学術賞 - M C S 賞を、また、公認会計士の業務の向上に資すると認められた会員及び準会員の著書又は論文等に対しては学術賞 - 会員特別賞を授与し、これを表彰しています。これまでは協会の定期総会において表彰していましたが、定期的な記者会見を実施することとしましたので、記者の皆さま向けにお知らせすることといたしました。

16. 今回、学術賞審査委員会において、厳正な審査の上、受賞者が決まりましたので、公表いたします。今回の学術賞は、『持分の会計 - 負債・持分の区分および資本取引・損益取引の区分 - 』著者：池田幸典愛知大学経営学部教授です。
17. 続いて、学術賞 - M C S 賞は、『プラットフォーム企業のグローバル戦略 - オープン標準の戦略的活用とビジネス・エコシステム - 』著者：立本博文筑波大学ビジネスサイエンス系教授です。

「平成 31 年度 税制改正意見・要望書」及び「税制の在り方に関する提言」の公表について

18. 協会は、2018 年 6 月 13 日に開催した常務理事会の承認を受けて、「平成 31 年度 税制改正意見・要望書」及び「税制の在り方に関する提言」を本年度も公表いたしましたのでお知らせいたします。

- - -

19. それでは、資料番号 2-1 のプレスリリース「「平成 31 年度 税制改正意見・要望書」及び「税制の在り方に関する提言」の公表について」をご覧ください。
20. 協会では、1953 年に初めて税制改正に関する意見書を作成し、1984 年からは例年、現行税制の問題等を取り上げる「税制改正意見・要望書」を作成・公表しているほか、2016 年からは、我が国が抱えている社会的問題の解決の一助となるよう税制の観点から問題等を取り上げる「提言」を作成・公表しています。
21. 今年度の特に重要な事項として、二つご説明します。一つ目は、税制改正意見・要望書「 1 .(2) 法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重すること」です。
22. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣習に従って計算される期間利益は、企業業績の実態を表す指標として最も妥当なものであり、理論的にも、また、実務を簡素にするという意味からも、重要な意義を有しています。このような企業会計を尊重する立場は、「収益認識に関する会計基準」に整合的に対応するために、収益の額に係る通則規定(法人税法 22 条の 2)を創設するなどの平成 30 年度税制改正にも見られるところではありますが、今なお、企業会計の基準と法人税法との乖離が存在する領域がみられ、課税所得が企業業績の実態を反映しなくなり期間的な担税力の測定が歪められるのみならず、申告調整のための事務負担も増大しています。
23. ついては、今後の法人税法改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重し、会計と

税務がいたずらに乖離することのないよう、見直し又は配慮を検討されたい、というものです。

24. 二つ目は、提言「 1 . 相続税・贈与税について」です。
25. 相続税については、平成 25 年度税制改正によって、基礎控除の引下げ、富裕層の負担を強化するための税率構造の見直し等の改正が行われていますが、資産再分配機能の回復の程度を引き続き注視していくべきと考えます。また、高齢者世帯の資産貯蓄に対して、社会に還元することも次世代の機会平等や同世代における公平の確保に資することから、いわゆる遺贈寄付等、社会への具体的な還元方法の検討を行うべきであります。
26. 贈与税については、平成 15 年創設の相続時精算課税や、教育資金、結婚子育て資金の一括贈与等、特定の贈与に対する近年の時限措置によって、資産の移転を促進しようとする動きもありますが、いずれも親族間の資産移転を前提にしたものであり、納税者にとって理解しづらく、税の三原則の一つである「簡素」の観点から望ましい状況ではありません。また、我が国において、いわゆる「老々相続」といった状況が多々生じてきており、これらの問題を抜本的に是正するためには、相続税の補完税としての贈与税の位置付けを見直し、例えば、特に若者世代への贈与税の負担を下げるほか、若年層が受け取った資金を自由に使えるようにするなど、発想の転換も含めて検討すべきと考えます。これにより、資産の偏在解消に相当程度の効果があると予想しております。

以 上